

利倉清豊苑 入所利用料金 (30日あたり)(別紙①)

		要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
要介護度別基本単位		19,320	21,360	23,550	25,620	27,660
加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	540				
	看護体制加算(Ⅰ)	120				
	看護体制加算(Ⅱ)	240				
	夜勤職員配置加算(Ⅱ)口	540				
	精神科医療養指導加算					
	個別機能訓練加算	360				
	栄養マネジメント加算	420				
合計単位		21,540	23,580	25,770	27,840	29,880
介護職員処遇改善加算Ⅰ (合計単位×8.3%)		1788	1957	2139	2311	2480
総合計加算		23328	25537	27909	30151	32360
総額(総合計加算×1単位10.54円)		¥245,875	¥269,161	¥294,160	¥317,789	¥341,075
保険給付額		¥221,288	¥242,245	¥264,744	¥286,010	¥306,967
自己負担額		¥24,588	¥26,916	¥29,416	¥31,779	¥34,107
居住費		¥90,000(¥3,000/日)				
食費		¥48,000(¥1,600/日)				
月額		¥162,588	¥164,916	¥167,416	¥169,779	¥172,107

※加算について

サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 指定介護老人福祉施設の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上であること。	¥18/日
夜勤職員配置加算(Ⅱ)口 夜勤職員が最低基準を1人以上上回っている場合	¥20/日
看護体制加算(Ⅰ) 常勤看護師を1人以上配置している場合	¥5/日
看護体制加算(Ⅱ) 看護職員を常勤換算方法で入居者数が25またはその端数を増すごとに1人以上配置、最低基準を1人以上上回って看護職員を配置している場合、または看護職員の24時間連携体制を確保している場合	¥9/日
個別機能訓練加算 個別機能訓練計画の作成と機能訓練の実施	¥14/日
精神科医療養指導加算 精神科医配置、定期的な療養指導を月2回以上行う場合	
栄養マネジメント加算 施設の管理栄養士が入所者の栄養状態を把握し入所者ごとに栄養ケア計画を作成することでの加算	¥16/日
褥瘡マネジメント加算 入所者の褥瘡発生予防のため定期的な評価と褥瘡ケア計画に基づいた褥瘡管理の実施	¥10/月
低栄養リスク改善加算 低栄養リスクの高い入所者に対し低栄養状態を改善するための特別な栄養管理の方法等を示した栄養ケア計画を作成	¥300/月

※その他の加算

療養食加算 医師の指示に基づく療養食を提供することでの加算(1日3食を限度とし、1食を1回とする)	¥6/回
初期加算 新規に入所された場合及び1ヶ月以上入院され退院した場合に30日間加算されます。	¥34/日
外泊時費用 入所者が病院又は診療所への入院をした場合及び居宅における外泊を認めた場合に1月に6日を限度とする加算。 初日・最終日は加算されません。	¥275/日

*上記加算には4級地加算・介護職員処遇改善加算Ⅰ(基本単位×8.3%)を含んでいます。

※その他費用

テレビなど電気代 1品目につき	¥10/日
理美容・娯楽費 実費となります。	

	要介護度	サービス利用に係る自己負担	居住費	食費	合計金額/月(30日計算)
第2段階	要介護1	¥24,588	¥820/日	¥390/日	¥60,888
	要介護2	¥26,916			¥63,216
	要介護3	¥29,416			¥65,716
	要介護4	¥31,779			¥68,079
	要介護5	¥34,107			¥70,407
第3段階	要介護1	¥24,588	¥1310/日	¥650/日	¥83,388
	要介護2	¥26,916			¥85,716
	要介護3	¥29,416			¥88,216
	要介護4	¥31,779			¥90,579
	要介護5	¥34,107			¥92,907
第4段階	要介護1	¥24,588	¥3,000/日	¥1,600/日	¥162,588
	要介護2	¥26,916		朝食/300円	¥164,916
	要介護3	¥29,416		昼食/650円	¥167,416
	要介護4	¥31,779		夕食/650円	¥169,779
	要介護5	¥34,107			¥172,107

* サービス利用に係る自己負担金には下記の加算が含まれております。
 * 介護職員処遇改善加算Ⅰ (合計単位×8.3%)を含んでいます。

介護度	単位	サービス提供体制強化加算Ⅰ	夜勤職員配置加算(Ⅱ)ロ	看護体制加算(Ⅰ)	看護体制加算(Ⅱ)	栄養マネジメント加算	個別機能訓練加算	精神科医療養指導加算	自己負担額(1単位=10.54円)
要介護1	644	18単位	18単位	4単位	8単位	14単位	12単位		¥757
要介護2	712								¥828
要介護3	785								¥905
要介護4	854								¥978
要介護5	922								¥1,050

※利用者負担段階(食費・部屋代)

第1段階	世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受給している方、生活保護受給している方。
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で利用者負担段階が第1, 2段階(上記)以外の方
第4段階	第1, 2, 3(上記)以外の方

1段階・第2段階・第3段階につきましては、配偶者も市町村民税非課税であり、預貯金等が単身1,000万円、夫婦で2,000万円以下であること

※サービス費負担割合

利用者負担割合				
要介護認定を受けている第1号被保険者	本人の合計所得金額が160万円以上	下記以外の場合		2割
		同一世帯の第1号被保険者(本人を含む)の年金収入+その他の合計所得金額が	単身の場合280万円未満	1割
			2人以上は346万円未満	1割
	本人の合計所得金額が160万円未満		1割	

※利用者負担割合

■利用者負担割合の要件

利用者負担割合				
第1号被保険者 要介護認定を受けている	本人の合計所得金額が160万円以上	下記以外の場合		2割
		同一世帯の第1号被保険者(本人含む)の年金収入+その他の合計所得金額が	単身は280万円未満	1割
			2人以上は346万円未満	1割
	本人の合計所得金額が160万円未満		1割	

※要支援・要介護認定を受けている第2号被保険者の方は一律1割負担です。

※高額介護サービス費

介護保険サービスを利用した1ヶ月間の費用の利用者負担額(1割または2割)が、一定の上限金額(下記参照)を超えた場合については、申請することにより高額介護(介護予防)サービス費とし支給されます。(申請については、1度申請をすれば、以降は自動的に計算し支給されます。)

■高額介護(介護予防)サービス費の利用者負担段階と利用者負担上限額(1ヶ月あたり)

利用者負担段階区分	上限額(月額)
一般世帯	37,200円
市町村民税非課税世帯	24,600円
●本人の合計所得と課税年金収入額の合計金額が80万円以下の方 ●高齢福祉年金受給者の方	15,000円(個人)
生活保護受給者	15,000円(個人)

平成27年8月より

現役並み所得者 ※世帯内に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいる方で、第1号被保険者の収入が383万円(2人以上の場合は520万円)以上の方(単身の場合は本人のみ、2人以上の場合は本人と同一世帯世帯の65歳以上の方の収入の合計)	44,400円
一般世帯	37,200円

○平成27年8月から、利用者負担段階区分に「現役並み所得者」が新設されます。

なお、「現役並み所得者」の段階区分の方で、一定の収入条件を満たす方については、申請を行うことで「一般世帯」の段階区分になります。対象となり得る方については、大阪市より申請勧奨を行います。